

議案第15号

三田市民病院事業の設置等に関する条例及び三田市民病院事業使用料  
及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市民病院事業の設置等に関する条例及び三田市民病院事業使用料及び手数料  
条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市民病院事業の設置等に関する条例及び三田市民病院事業使用料  
及び手数料条例の一部を改正する条例

(三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三田市民病院事業の設置等に関する条例(昭和41年三田市条例第35号)  
の一部を次のように改正する。

第8条を第13条とし、第7条の次に5条を加える。

(指定管理者による管理)

第8条 病院の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以  
下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により、市長が病院の管理を指定管理者に行わせる場合における  
当該指定管理者の指定の手續その他当該病院の指定管理者による管理に関し必  
要な事項は、この条例に定めるもののほか、三田市公の施設に係る指定管理者  
の指定の手續等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)の規定による  
ものとする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 前条第1項の規定により、市長が病院の管理を指定管理者に行わせる場  
合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院における診療及び検診に関する業務
- (2) 病院の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) 法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (4) 建物、設備、器具等の維持管理に関する業務
- (5) 利用者に必要な物品の販売又はサービスの提供に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、この条例その他の関係する法令の規定に従い、病院  
の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第11条 利用料金の額その他必要な事項は、三田市民病院事業使用料及び手数

料条例（昭和47年三田市条例第9号）に定める。

2 市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。  
（手数料）

第12条 手数料の額その他必要な事項は、三田市民病院事業使用料及び手数料条例に定める。

（三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正）

第2条 三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和47年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「使用料等」という。)」を削る。

第4条中「使用料等」を「使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 手数料は、これを即納しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、納期を延期し、又は分割して納付することができる。

第5条中「又は手数料」を削り、同条に次の1項を加える。

2 管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減額し、又は免除することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（読替）

第6条 三田市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年三田市条例第35号）第8条第1項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に同条例第9条各号に規定する業務を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、別に定めるものを除き、第1条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金及び手数料」と、第2条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「別表に規定する額とする」とあるのは「別表に規定する額の範囲内において指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする」と、第3条第2項第2号中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「管理者」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「管理者」とあるのは「市長」と、第5条第1項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「管理者」とあるのは「市長」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「管理者」とあるのは「市長」と

と、同表備考中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と読み替える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。